高齢者の交通事故防止県民運動

令和８年１１月９日（月）～１１月１５日（日）の間

運転者は、「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転に努めましょう。
歩行者は、道路横断時、手上げ横断「渡ります」の合図を行うなど、
安全行動を実践し、自らの安全を守りましょう。

維新

維新公園交番
924－0110
（警察署代表TEL）

ハンドサインで意思疎通







Point!

出かける前に心掛けよう

☑ 明るい色の服装にする



目立つ色 ←→ 目立たない色

☑ 反射材を活用する



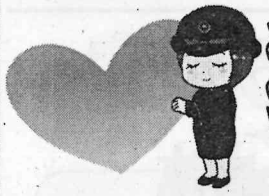
道路を渡るときは

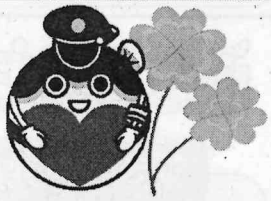


☑ 自分の姿が見えやすい明るい場所から横断する

☑ 車の流れが完全に途切れてから横断する

犯罪被害者月間





１１月１日（日）～１２月１日（火）の間

犯罪による被害とは、心身への直接的な被害にとどまらず、その後の生活で直面する様々な困難も含まれます。



～　被害後に直面する様々な困難　～

- ○ 精神的なショックや身体の不調
- ○ 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ○ 周囲の無責任な噂、取材・報道等による精神的苦痛



被害に遭われた方やそのご家族の声に耳を傾け、私たち一人一人が何をすべきかを考えることが大切です。

自転車盗被害防止！合言葉は「自転車・鍵かけ・ヘルメット！」

指名手配被疑者の検挙に御協力を！

令和８年８月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、**約６６０人**に上っています。

これらの被疑者は、**殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。**

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、県民の皆さんの御協力が必要です。



指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。



女性に対する暴力をなくす運動

11月12日（木）～11月25日（水）の間

警察では、配偶者暴力防止法やストーカー規制法などの法律に基づいて、

○　防犯指導、対応方法等の教示、関係機関と連携した**被害者の方への保護対策**

○　**加害者への指導警告・検挙**

などの必要な措置を行います。



お悩みの方は、下記の窓口にご相談下さい。

- 女性犯罪被害相談電話　＃８１０３
- 警察総合相談室　＃９１１０
- 山口警察署

児童虐待防止推進月間

児童虐待とは、保護者が児童に対して行う次のような行為です。

- ○　**身体的虐待**・・・殴る、蹴る等
- ○　**性的虐待**・・・性的行為の強要等
- ○　**怠慢・拒否**・・・食事を与えない等
- ○　**心理的虐待**・・・児童の面前で他の家族に暴力を振るう等

「虐待かもしれない」と思った場合は相談・通報を

- 児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」
- 山口警察署

★　緊急の場合は、迷わず「１１０番」通報してください。

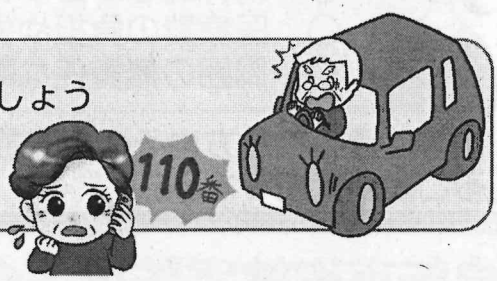
逆走に注意しましょう！～無くそう逆走～

逆走車を発見した場合（逆走車情報を知った場合）



- ○　速度を落とし、十分な車間距離をとって走行しましょう
- ○　衝突を避けるよう注意して走行しましょう
- ○　逆走車情報の通報をお願いします

逆走をした場合



- ○　安全な場所に停止し、ハザードランプを点灯しましょう
- ○　安全な場所に避難しましょう
- ○　逆走したことを通報してください